



福岡県医第302号(保)
平成15年 5月 9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



北九州市乳幼児医療費支給制度の支給対象年齢の拡大等について

少子化対策の一環として、標記の件につきまして下記のとおり改正を行なう旨北九州市より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正内容について

(1) 支給対象年齢の拡大

通院に係る医療費の支給対象年齢について、3歳未満から4歳未満に引上げ。

(2) 所得制限の免除

2人以上の子どもがいる世帯について、申請により所得制限を免除。

2. 改正の施行日について

平成15年8月1日

3. 取扱いについて

(1) 医療証(現行どおり)

・4歳未満(通院・入院) : 白色に赤字印刷

・小学校就学前まで(入院のみ) : あさぎ色に黒字印刷

入院

と記載

(2) 給付方法 現物給付

(3) 医療証の有効期限

・4歳未満(通院:入院) : 8月1日から翌年の7月31日まで

(ただし、翌年の7月31日までに満4歳に達する者は4歳に到達する月の月末まで)

・小学校就学前まで(入院のみ) : 8月1日から翌年の7月31日まで

(ただし、翌年の3月31日までに満6歳に達する者は翌年の3月31日まで)

4. 問い合わせ先

北九州市保健福祉局保険年金課

Tel 093-582-2415



北九保保年第175号

平成15年5月 日

福岡県医師会 様

北九州市保健福祉局長 志 賀 幸 弘

北九州市乳幼児医療費支給制度の支給対象年齢の拡大等について（お知らせ）

本市の福祉医療制度については、平素から格段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市の乳幼児医療費支給制度については、通院は3歳未満、入院は小学校就学前の乳幼児を対象に医療費の支給を実施しています。

このたび、本市が進める少子社会対策の一環として、本制度の改正を下記のとおり行うこととしましたので、貴会会員様に周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容について

（1）支給対象年齢の拡大

通院に係る医療費の支給対象年齢について、3歳未満から1歳引き上げて4歳未満にします。

（2）所得制限の免除

2人以上の子どもがいる世帯について、申請により所得制限を免除します。

2 改正の施行日について

平成15年8月1日

3 取扱いについて

（1）医療証（現行どおり）

- ・ 4歳未満（通院・入院）：白色に赤字印刷
- ・ 小学校就学前まで（入院のみ）：あさぎ色に黒字印刷 入院 と記載

（2）給付方法 現物給付（現行どおり）

（3）医療証の有効期限

- ・ 4歳未満（通院・入院）：8月1日から翌年の7月31日まで
（ただし、翌年の7月31日までに満4歳に達する者は4歳に到達する月の月末まで）
- ・ 小学校就学前まで（入院のみ）：8月1日から翌年の7月31日まで
（ただし、翌年の3月31日までに満6歳に達する者は翌年の3月31日まで）

<問い合わせ先>

北九州市保健福祉局保険年金課

TEL (093)582-2415

